大崎市誕生10周年記念事業 大崎市の「花・木・鳥」 「市民歌(歌詞)」を 募集します

平成18年3月31日に誕生し、今年、10周年を迎えた大崎市。わたしたちが大崎市民となって10年の節目です。今年、市では大崎市誕生10周年を記念するさまざまな事業を市民の皆さんとともに行います。

そのひとつとして、「市の花・市の木・市の鳥」、「市民歌」を制定します。

制定に当たって、多くの市民に親しまれ、内外に 大崎市を発信できる、大崎市にふさわしい花や木や 鳥、郷土を愛する気持ちが湧き上がるような市民歌 (歌詞)を皆さんから募集します。

ぜひ、あなたの思いを届けてください。

圆 10周年事業推進室(政策課内) ☎23-2129

市の花、市の木、市の鳥

■応募資格

大崎市に在住する小学生以上の市民

■ 菓生内容

応募はひとり1回までとします。次の①から③のいずれかに該当する花、木、鳥をそれぞれ1点記入し応募してください。

- ①大崎市のシンボルとなるもの
- ②大崎市を市内外に強くアピールすることができるもの
- ③市民に親しまれるもの
- ※架空のものやキャラクターなどを除きます。
- ※花・木・鳥いずれか一点での応募も可能です。

■選考方法

「市の花、市の木、市の鳥候補選定委員会」で、選考 基準や応募者の選んだ理由などを踏まえ選考しま す。応募数の多い作品が選考されるものではありま せん。

■その他

●11月3日に開催する大崎市誕生10周年記念式

典で発表します。

●採用された花、木、鳥へ応募した人の中から、抽 選で記念品を差し上げます。

大崎市民歌(歌詞)

■応募資格

市民に限らず、どなたでも応募できます

■募集内容

応募は、ひとり1作品までとし、応募できる作品は、次の①から⑤に該当するものとします。

- ①大崎市の自然や情景を愛する気持ちを育み、市 民の一体感の醸成につながる市民歌制定の目的 に沿うもの
- ②市民みんなが親しみやすく、後世まで歌い継が れる内容のもの
- ③大崎市を市内外に強くアピールすることができ るもの
- ④自作の未発表オリジナル作品で、他者の知的所 有権(著作権)を侵害しないもの
- ⑤歌詞は、2番以上3番以内とします。
- ※漢字、ローマ字などには、必ずふりがなを付けてく ださい。

■その他

- ●11月3日に開催する大崎市誕生10周年記念式 典で発表します。
- ○「市民歌選定委員会」で選定し、最優秀賞には賞金20万円、優秀賞には記念品などを贈呈します。
- ●最優秀賞と優秀賞になった入選作品に関する一切の権利は、大崎市に帰属します。なお、入選発表後であっても、入選作品が他者の知的所有権(著作権)を侵害する疑いがある場合は、受賞を取り消すことがあります。また、入選作品が知的所有権(著作権)などに関わる問題を生じた場合の責任は、すべて応募者(保護者を含む)が負うものとします。
- ●歌詞の最終決定に当たっては、選定委員会や作曲者などによる加筆補正を行うことがあります。 また、タイトルについても同様に加筆補正を行うことがあり、選定委員会や作曲者で別のタイトルを設定することもあります。また、応募作品

の中から入選作品がない場合には、選定委員会 において歌詞の制定方法について審議し、決定 するものとします。

共通事項

■募集期限

5月2日 創まで

■応募方法

応募用紙は、市民課・政策課、各総合支所、各公民館に備え付けるほか、市のウェブサイトからダウンロードできます。必要事項を記入し、次のいずれかの方法で応募してください。

- ※応募に係る費用は応募者の負担となります。
- ※市の花、市の木、市の鳥の応募については、下記の

「市の花・市の木・市の鳥」 応募用紙 市の花、市の木、市の鳥をひとつ記入してください。

市の花	ふりがな()		
選んだ理由				
市の木	ふりがな()		
選んだ理由]			
市の鳥	ふりがな()		
選んだ理由				

ふりがな		性別	
氏名		男・女	
年代 ○印で囲む	小学生 中学生 高校生	一般	
住所	所 〒□□□ - □□□□ 大崎市		
電話またはメールアドレス			

※この応募用紙は、コピーして利用してください。

応募用紙をコピーし使用しても構いません。

●持参する場合は…

平日の9時から17時まで、政策課、各総合支所地域振興課、近くの公民館へ提出

●郵送する場合は…

〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号 大崎市市民協働推進部10周年事業推進室

※締切日当日の消印有効

- ◎電子メールの場合は…

seisaku@city.osaki.miyagi.jp へ送信件名に「市の花、木、鳥応募」または「市民歌応募」と明記し、市のウェブサイトから応募用紙をダウンロードして、必要事項を入力後、添付ファイルにして送信

大崎市誕生10周年記念事業 補助金を活用しませんか

大崎市誕生10周年記念事業補助金

市民や市内の企業などが組織する団体(まちづくり協議会、住民団体、NPO法人など)が、これからの大崎市の発展に向けて行う、次のいずれかに該当する事業に対し、補助金を交付して支援します。

- 一体感醸成事業: 地域間の交流を促進させ、市民の 一体感を醸成することが見込まれる事業
- ▶経費のうち、補助対象となる費用の2分の1 (50万円を限度とする)を支援

Pピール事業: 大崎市を内外に広く発信することが 見込まれる事業

▶経費のうち、補助対象となる費用の2分の1 (100万円を限度とする)を支援

地域自治組織交付金事業

これまでのまちづくり活動を振り返り、今後の 地域の振興や発展に結びつく事業

▶経費のうち、補助対象となる経費を合算した額(100万円を限度とする)を支援

詳しくは、10 周年事業推進室(☎23-2129)へお問い合わせください。